

規約

静岡市商 OG.OB.吹奏楽団

58期生 三津山 陸
2013/07/10

- 2013/07/10 作成
- 2014/05/07 改定 (第二章第 5 条 (種別) : 文言変更)
- 2014/05/23 改定
- 2016/12/04 改定 (第一章、第 1 条 (名称)、第二章、第 5 条 (団費)、第三章、第 9 条、10 条 : 文言変更)
- 2019/11/24 改定 (第二章第 4 条 (名称)、第 5 条 (団費)、第 7 条 (退団)、第三章第 10 条 (職務) : 文言変更 第二章第 6 条 (休団) : 削除)

第一章 総則

第1条 (名称)

本団は静岡市商 OG.OB.吹奏楽団と称する。

第2条 (目的)

本団は静岡市立商業高等学校と静岡県立南高等学校との合併に伴い、歴史ある市商吹奏楽部の名前を残し続けること、また地域の音楽活動の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (活動)

本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 活動年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
2. 1ヶ月に2回以上の合奏等の練習
3. 1年1回以上の演奏会の開催
4. 本会の趣旨に沿う演奏会及び諸行事

第二章 団員

第4条 (種別)

本団員は原則として静岡市立商業高等学校、静岡県立駿河総合高等学校の卒業生とし、本団の目的に賛同する者のうち、定期的な練習に参加することが可能な者とし、所定の定期演奏会等参加者名簿兼入団届けにて届け出て、団長の承認を得る。

但し、加入期間は1年毎に更新するものとする。

第5条 (団費)

以下の通り団費として納入しなければならない。

在籍月数	毎月支払い時	年払い時
12ヶ月	18,000円	15,000円
11ヶ月	16,500円	13,500円
10ヶ月	15,000円	13,000円
9ヶ月	13,500円	11,500円
8ヶ月	12,000円	10,500円
7ヶ月	10,500円	9,000円
6ヶ月	9,000円	8,000円
以降	1,500円/月	在籍月数×1,500円

但し、6ヶ月以上の期間県外から参加する者は、交通費として3,000円を受け取ることができる。また、定期練習（日曜日）に勤務等の事由により参加が困難な者は、参加した月分のみ支払い義務が発生する。

第6条（退団）

団員が死亡したときは、退団したものとみなす

第7条（除名）

会員が次の各号にいずれかに該当するときは、団長または委員会の決議により除名することができる。

1. 団費を長期滞納し、支払いの誠意がみられないとき。
2. 定期練習への長期無断欠席があったとき

第三章 役員

第8条（種別）

本団は次の役員を置く。また、演奏会事業の企画運営にあたり、必要な係をその都度置くことができる。

※別紙『組織図』参照

第9条（職務）

役員は次の職務を行う。

※別紙『組織図』参照

第10条（任期）

1. 役員任期は定期演奏会終了後から、翌年演奏会終了までとする。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
3. 役員は、任期満了でも後任者が就任するまではその職務を行う。
4. 役員は、本会の会員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別な事情のある場合には、その任期中であっても役員会の決議により、解任することができる。

第4章 会議

第11条（総会）

1. 通常総会は毎年1回、会計年度終了時に団長が招集する。
2. 臨時総会は必要の都度、団長が招集する。

3. 総会の議長は参加者の中から毎回選出する。
4. 演奏会企画会議は必要の都度、担当係が招集する。

第5章 資産及び会計

第12条（資産）

当団の資産は、次のとおりとする。

1. 本団設立当初から継承した設立資金
2. 本会所有の楽器当備品、及び楽譜
3. 団員団費・入団金
4. 事業に伴う収入及び謝礼
5. 資産から生ずる法的果実
6. 祝儀等、寄付金品
7. その他の収入

第13条（管理）

当団の資産を管理し、その運用にあたっては、総会、役員会の決議、団長の判断に従うものとする。

第14条（決算）

1. 当団の収支決算書は会計係が作成し、総会の承認を得なければならない。
2. 当団の収支決算に余剰金があるときは、総会の承認を受けて基本財産に編入し翌年度に繰り越すものとする。

第6章 変更

第15条（解散）

本団の解散は、役員会および総会において4分の3以上の承認を得なければならない。

第16条（財産）

本団の解散に伴う残余財産の処分は、委員会および総会において、4分の3以上の決議に従って処分されるものとする。